

# 新潟県市町村総合事務組合公報

号外

新潟県市町村総合事務組合

## 目 次

条 例	ページ
7 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について .....	1
8 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例について.....	3
9 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条 例について .....	6
<b>規 則</b>	
20 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改 正する規則 .....	7
21 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する 規則 .....	13
22 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則.....	17

## 条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 29 年 8 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合条例第 7 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）の一部  
を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児</u></p>	<p>（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他</p>

休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7)・(8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 4 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7)・(8) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 4 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 29 年 8 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

#### 新潟県市町村総合事務組合条例第 8 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第 26 条 (略)	第 26 条 (略)
2～9 (略)	2～9 (略)
10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給	10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給

することができる。

(1) (略)

(2) その者が次のいずれかに該当する場  
合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法  
第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者  
に相当する者として規則で定める者  
のいずれかに該当し、かつ、管理者  
が同項に規定する指導基準に照らし  
て再就職を促進するために必要な職  
業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）  
第 4 条第 4 項に規定する職業指導を  
行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定  
する厚生労働省令で定める理由によ  
り就職が困難な者であつて、同法第  
24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者  
に相当する者として規則で定める者  
に該当し、かつ、管理者が同項に規  
定する指導基準に照らして再就職を  
促進するために必要な職業安定法第  
4 条第 4 項に規定する職業指導を行  
うことが適当であると認めたもの

(3)・(4) (略)

11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項ま  
でに定めるもののほか、第 1 項又は第 3  
項の規定による退職手当の支給を受ける  
ことができる者で次の各号の規定に該当  
するものに対しては、それぞれ当該各号  
に掲げる金額を、退職手当として、雇用  
保険法の規定による技能習得手当、寄宿  
手当、傷病手当、就業促進手当、移転費  
又は求職活動支援費の支給の条件に従い  
支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条  
第 8 項に規定する特定地方公共団体若  
しくは同法第 18 条の 2 に規定する職

することができる。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項ま  
でに定めるもののほか、第 1 項又は第 3  
項の規定による退職手当の支給を受ける  
ことができる者で次の各号の規定に該当  
するものに対しては、それぞれ当該各号  
に掲げる金額を、退職手当として、雇用  
保険法の規定による技能習得手当、寄宿  
手当、傷病手当、就業促進手当、移転費  
又は求職活動支援費の 支給の条件に従  
い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就  
くため、又は管理者が雇用保険法の規  
定の例により指示した同法第 58 条第

業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

1～25 (略)

26 平成34年3月31日以前に退職した職員

に対する第26条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め

たもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定するウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として項に規定する指導基準に照らして再就職規則で定める者に該当し、かつ、管理者がを促進するために必要な職業安定法第4同項に規定する指導基準に照らして再就条第4項に規定する職業指導を行うこと

1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12～17 (略)

附 則

1～25 (略)

職を促進するために必要な職業安定法第  
が適当であると認めたもの（アに掲げる  
4条第4項に規定する職業指導を行うこ  
者を除く。）

とが適当であると認めたもの とする。

↓

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第26条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第26項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第2条に規定する職員（同条例第4条第3項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次条において同じ。）であつて新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第26条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第26条第11項（第5号に係る部分に限り、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第26条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

---

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成29年8月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

## 新潟県市町村総合事務組合条例第9号

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例（平成16年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 7 給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。）が行われた場合で、変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合に、その差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受ける職員のこの条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。	附 則 7 給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。）が行われた場合で、変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合に、その差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受ける職員のこの条例の規定による給料月額には、当該差額を含むものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 規 則

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成29年8月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

## 新潟県市町村総合事務組合規則第20号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休憩時間の短縮) 第3条の2 管理者は、条例第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項の休憩時間を45分以上1時間	(休憩時間の短縮) 第3条の2 管理者は、条例第6条第2項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項の休憩時間を45分以上1時間

未滿に短縮することができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子  
(条例第8条の3第1項において子に  
含まれるものとされる者(以下「特別養  
子縁組の成立前の監護対象者等」とい  
う。))を含む。第17条第4号及び第5号  
を除き、以下同じ。)のある職員が当該  
子を養育する場合

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又  
は特別支援学校の小学部に就学してい  
る子のある職員が当該子を送迎するた  
め、その住居以外の場所に赴く場合

(3)～(5) (略)

2 管理者は、前項の申出について確認す  
る必要があると認めるときは、当該申  
出をした職員に照会するなどその内容  
について確認するものとする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅  
出勤務開始日とされた日の前日までに、  
次の各号に掲げるいずれかの事由が生じ  
た場合には、当該請求はされなかったも  
のとみなす。

(1)～(4) (略)

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場  
合のほか、当該請求をした職員が条例  
第8条の3第1項に規定する職員に該  
当しなくなった場合

5～7 (略)

8 条例第8条の3第1項第2号の規則で  
定めるものは、児童福祉法第6条の2の  
2第4項に規定する放課後等デイサービ  
スを行う事業若しくは同法第6条の3第  
2項に規定する放課後児童健全育成事業  
を行う施設、同条第14項に規定する子育

未滿に短縮することができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子  
(条例第8条の3第1項において子に  
含まれるものとされる者(以下「特別  
養子縁組の成立前の監護対象者等」と  
いう。))を含む。以下同じ。)のある職員  
が当該子を養育する場合。

(2) 小学校に就学している子のある職員  
が当該子を送迎するため、その住居以  
外の場所に赴く場合

(3)～(5) (略)

2 管理者は、前項の申出について確認す  
る必要があると認められるときは、当該  
申出をした職員に照会するなどその内容  
について確認するものとする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅  
出勤務開始日とされた日の前日までに、  
次の各号に掲げるいずれかの事由が生じ  
た場合には、当該請求はされなかったも  
のとみなす。

(1)～(4) (略)

(5) 第1号、第2号又は第4号に掲げる  
場合のほか、当該請求をした職員が条  
例第8条の3第1項に規定する職員に  
該当しなくなった場合

5～7 (略)

8 条例第8条の3第1項第2号の規則で  
定めるものは、児童福祉法(昭和22年法  
律第164号)第6条の2第4項に規定す  
る放課後等デイサービスを行う事業若し  
しくは同法第6条の3第2項に規定する放  
課後児童健全育成事業を行う施設、児童



て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第 8 条の 2 （略）

2～4 （略）

5 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(4)

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 9 条第 1 項に規定する職員に該当しなくなった場合

6～8 （略）

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第 10 条 前 3 条（第 8 条第 4 項第 3 号から第 5 号まで、第 8 条の 2 第 1 項、第 5 項第 3 号から第 5 号まで及び前条第 6 項第 3 号から第 5 号までを除く。）の規定は、条例第 16 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合におい

福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 19 条第 3 号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第 8 条の 2 （略）

2～4 （略）

5 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(4)

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 9 条第 2 項に規定する職員に該当しなくなった場合

6～8 （略）

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第 10 条 前 3 条の規定（第 8 条第 4 項第 3 号から第 5 号まで並びに第 8 条の 2 第 1 項、第 5 項第 3 号から第 5 号まで並びに前条第 6 項第 3 号から第 5 号までを除く。）は、条例第 16 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場

て、第8条第4項第1号、第8条の2第5項第1号及び前条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第8条第4項第2号、第8条の2第5項第2号及び前条第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「条例第9条第2項又は」とあるのは「それぞれ条例第9条第4項の規定により読み替えられた同条第2項に規定する公務の運営に支障があるかどうか又は同条」と、同条第3項中「時間外勤務の制限の」とあるのは「条例第9条第3項の規定による」と、「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(7) (略)

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項

合において、第8条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第8条の2第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「条例第9条第2項又は」とあるのは「それぞれ条例第9条第4項の規定により読み替えられた同条第2項に規定する公務の運営に支障があるかどうか又は同条」と、同条第3項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第3項」と、同条第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第16条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(7) (略)

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項

の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(9)～(14) (略)

(15) 要介護者の介護その他の管理者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(16)～(21) (略)

2～5 (略)

(介護休暇)

第17条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者（第2号から第5号までに掲げる者にあつては、職員と同

の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(9)～(14) (略)

(15) 条例第16条第1項に規定する要介護者の介護その他の管理者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(16)～(21) (略)

2～5 (略)

(介護休暇)

第17条 条例第16条第1項の規則で定める者（第2号から第5号までに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）は、

居している者に限る。）とする。

(1)～(5) (略)

2～8 (略)

(介護休暇及び介護時間の請求)

第24条 (略)

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(次に掲げる場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間)について一括して請求しなければならない。

(1) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間未満である場合 当該指定期間内において初めて介護休暇の承認を受けようとする日(以下この項において「初日請求日」という。)から当該末日までの期間

(2) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であって、初日請求日から2週間を経過する日(以下この項において「2週間経過日」という。)が当該指定期間の末日より後の日である場合

初日請求日から当該末日までの期間

(3) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であって、2週間経過日が第17条第7項の規定により指定期間として指定する期間から除かれた日である場合 初日請求日から2週間経過日前の直近の指定期間として指定された日までの期間

(休暇の承認の決定等)

第26条 (略)

2 (略)

3 管理者は、療養休暇、特別休暇、介護休

次に掲げる者とする。

(1)～(5) (略)

2～8 (略)

(介護休暇及び介護時間の請求)

第24条 (略)

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第26条 (略)

2 (略)

3 管理者は、前項の場合において、その

暇、介護時間又は組合休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 8 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

#### 新潟県市町村総合事務組合規則第 21 号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する規則（平成16年規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年条例第 43 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 条、<u>第 2 条の 3</u>、第 3 条、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 24 条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業条例第 2 条の 3 第 3 号イの規則で定める場合に該当する場合)</p> <p>第 1 条の 3 育児休業条例第 2 条の 3 第 3 号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年条例第 43 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 条、<u>第 2 条の 2</u>、第 3 条、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 24 条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業条例第 2 条の 2 第 3 号イの規則で定める場合に該当する場合)</p> <p>第 1 条の 3 育児休業条例第 2 条の 2 第 3 号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。</p>

(1) 育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であ

(1) 育児休業条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ったものが次のいずれかに該当した場合  
ア～エ (略)

ア～エ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
別記様式（第 10 条関係）を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

管理者

様

所属課長



育児短時間勤務承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務の承認（期間の延長）の請求がありましたので、承認（期間の延長）されるよう副申します。

所属課長所見	(代替職員の要否その他参考事項)
--------	------------------

記

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第2項（第11条第1項）の規定により育児短時間勤務の承認（期間の延長）を請求します。		年 月 日
所 属 名	職 名 ・ 氏 名 <span style="float:right">㊞</span>	
請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生年月日	年 月 日生
請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
勤 務 の 形 態	週 時 間 分 勤 務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態)	
	勤務の日 及 び 時 間 帯	月 ( : ~ : ) 火 ( : ~ : ) 水 ( : ~ : ) 木 ( : ~ : ) 金 ( : ~ : )
既 に 育 児 短 時 間 勤 務 を し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

- 注1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「備考」欄には、(ア) 請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 29 年 8 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 22 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成 16 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）</p> <p>第 27 条（略）</p> <p><u>（条例第 26 条第 10 項第 2 号に規定する規則で定める者）</u></p> <p><u>第 27 条の 2 条例第 26 条第 10 項第 2 号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。</u></p> <p><u>(1) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第 2 条に規定する職員（同条例第 4 条第 3 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>(2) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた組合市町村等の事務又は事業を雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に相当する者 退職職員</u></p>	<p>（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）</p> <p>第 27 条（略）</p>

<p><u>であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた組合市町村等の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>2 条例第26条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。</u></p> <p>(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第28条 (略)</p>	<p>(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第28条 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第10号(表面)中「異動年月日」「異動前年月日」に改め、同様式(裏面)の備考の5を次のように改める。

- 5 特定減額履歴欄は、平成18年4月1日以降に降格、異なる給料表間の異動等給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合に当該異動前の年月日、給料表・級・号給及び金額を記入すること(事項区分には、例えば「降格」、「職種変更」等と記入すること)。

別記様式第 15 号（第 1 面）を次のように改める。

別記様式第 15 号（第 19 条関係）

	支給番号		所属会計名					
失業 者 退 職 手 当 受 給 資 格 証								
受給資格者	氏 名			男・女	年 齢	満 歳		
	住 所 又 は 居 所							
	退 職 年 月 日	年	月	日	退 職 事 由			
	求 職 年 月 日	年	月	日	勤 続 期 間			
	受 給 期 間 満 了 年 月 日	年	月	日		年 月		
待 期 日 数		日	所 定 給 付 日 数		日			
待 期 満 了 年 月 日	年	月	日	最 初 の 失 業 認 定 日	年	月 日		
失 業 の 認 定 日	毎 月		日	基 本 手 当 の 日 額		円		
公 共 職 業 訓 練 等	受 講 開 始	年	月	日	技 能 習 得 手 当	受 講 手 当	日 額 円 月 日	支 給 開 始
	受 講 終 了 予 定	年	月	日	通 所 手 当	月 額 円 月 日	支 給 開 始	
					寄 宿 手 当	月 額 円 月 日	支 給 開 始	
管 轄 公 共 職 業 安 定 所	所 在 地							
	名 称	公共職業安定所 印						
交 付 年 月 日	年 月 日							
交 付 者	管理者氏名				印			

(第 1 面)



別記様式第 25 号を次のように改める。  
別記様式第 25 号（第 37 条関係）（表面）

就業手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名		住所	〒	(電話 )	
2 就職先の 事業所 (下記3①の場 合のみ記載)	名称		事業所番号			
	所在地	〒			(電話 )	
3 職業に就いた 日等について 記載してくだ さい。 (記載に当たっ ては裏面の注意 書きをよくお読 みください。)	① 一の雇用契約の期間が7日以上である場合					
	イ 一週間の所定労働時間	時間	分	ロ 雇用年月日	年 月 日	
	ハ 雇用期間	(イ) 定めあり	年 月 日まで			
		(ロ) 定めなし	( 年 か月)			
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計	日			
	② ①以外の就業					
イ 就業先の事業所等	ロ 就業期間	ハ 就業日数	ニ 就業内容			
(電話 )		日				
(電話 )		日				
(電話 )		日				
(電話 )		日				
		合計	日			
上記2及び3①の記載事実と誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)						
4 上記2及び3の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か				イ 離職前事業主である	ロ 離職前事業主でない	
5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があったか否か				イ 雇用の予約があった	ロ 雇用の予約はない	
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1か月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか				イ 紹介を受けた	ロ 紹介を受けてない	
職業紹介事業者の名称	(電話 )					
新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則第 37 条第 1 項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 印 新潟県市町村総合事務組合管理者 様						
次回申請日	※処理欄	支給金額	円	備考		
月 日まで		支給決定年月日	年 月 日			
			管理者			

別記様式第25号（裏面）

〔注意事項〕

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当等）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当に相当する退職手当等））に失業認定申告書と一緒に受給資格証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人または郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

（注）就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、失業認定申告書裏面注意書き4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業（※）以外に就業した場合をいう。

（※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により受給資格者が自立することができる）と公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始したこと」をいう。

この就業手当に相当する退職手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口にお問い合わせすること。

- 2 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。

- 3 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。

（注）「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であって、7日以上の期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。

- 4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、2及び3の①欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

- 5 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。

「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。

「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。）。

「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。

「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。

- 6 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。
- 7 4及び5欄には、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。この場合、4欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいう。この「関連事業主」に当たるか否かについて疑問がある場合には、安定所の窓口にお問い合わせすること。

- 8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第 27 号（裏面）を次のように改める。

別記様式第 27 号 （裏面）

〔注意事項〕

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して 1 か月以内に、管理者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び 1 年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

※ 公共職業安定所記載欄

別記様式第 28 号（表面）を次のように改める。

別記様式第 28 号（第 37 条関係）（表面）

移転費に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏 名															
	移転前の住所又は居所															
	移転後の住所又は居所															
② 就職先の事業所	所 在 地															
	名 称															
③就職決定 年 月 日	年 月 日			※雇用期間												
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所 在 地															
	名 称															
⑤受講指示 年 月 日	年 月 日			⑥受講開始 年 月 日		年 月 日				⑦受講終了 予定年月日		年 月 日				
⑧移転開始 予定年月日	年 月 日			⑨乗車(船) の 場 所 (出発空港)				⑩下車(船) の 場 所 (到着空港)								
⑪ 移転する者の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 続柄	※ 鉄 道 賃				※ 船 賃		※ 航空賃		※ 車賃		※ 移転料		※着後 手当	※ 計
			距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給 額	距離	支給 額	支給額	
本 人			km	円	円	円	km	円	km	円	km	円			円	
家 族																
※合 計												km	円	円	円	
														※就職先の事業主から支給 される就職支度費の額		円
														※差 引 支 給 額		円
新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則第 37 条第 1 項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。																
年 月 日																
														申請者氏名		㊟
新潟県市町村総合事務組合管理者 様																
														管 理 者		



別記様式第 29 号（表面）を次のように改める。

別記様式第 29 号（第 37 条関係）（表面）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号								
	住所又は居所												
訪問事業所	名称	所在地											
※宿泊地	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係	公共職業安定所関係									
※泊数	泊	泊	泊	泊									
新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則第 37 条第 1 項の規定により、上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。													
年 月 日													
申請者氏名						㊞							
新潟県市町村総合事務組合管理者 様													
※公共職業安定所記載欄	区 間	鉄 道 賃			船 賃		航空賃		車 賃		宿泊料	計	鉄道距離換算キロ数
		距離 (km)	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 (km)	運賃 (円)	距離 (km)	運賃 (円)	距離 (km)			
	合 計												
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額											円		
差 引 支 給 額											円		
管 理 者													

注意

- この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して 10 日以内に管理者に提出すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第 29 号の 2 (裏面) を次のように改める。

別記様式第 29 号の 2 (裏面)

[注意事項]

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して 1 か月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、管理者に提出すること。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。
  - (1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
  - (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
  - (3) 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）
- 3 申請書の記載について
  - (1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他
  - (2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）の両方に記載された額と同一額となっていることを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。
  - (3) ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第 29 号の 3 (裏面) を次のように改める。

別記様式第 29 号の 3 (裏面)

[注意事項]

- 1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、管理者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して 4 か月以内に行うこと。

- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。

(1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」

保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。

(2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）

(3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類

- 3 申請書の記載について

(1) 1 欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。

(2) 1 欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

(3) 1 欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定子ども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業	(認可外保育施設が行う保育等)
		(ファミリー・サポート・センター事業)

(4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）の額と同一額となっていることを確認すること。

(5) ※印欄には、記載しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。